

患者様へ大切なお知らせ

2024 年度の診療報酬改定により、

患者さま希望による先発医薬品は、2024 年 10 月から
『特別料金（選定療養費）』が設定されます。

特別料金（選定療養費）について

要件にあった先発医薬品において、後発医薬品との差額の一部を
選定療養費として患者さまが自己負担する仕組みが、2024 年 10 月
よりスタートいたします。

- 予め定められた後発医薬品のある先発医薬品が対象です。
- 医療上必要と判断され処方・調剤された先発医薬品は対象外です。
（患者さまのご事情で先発医薬品を希望される場合はご相談
ください。）
- 薬局での在庫不足等、やむを得ず先発医薬品を調剤する場合は
対象外です。
- 選定療養費の計算額は、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）
の差額のうち、4 分の 1 相当です。
- 選定療養費は課税対象のため、消費税が上乗せされます。
- 公費負担等の自己負担がない患者さまも対象となります。

一誠会 川崎病院 院長